

# 三条市総合評価方式試行要領の運用基準

平成 19 年 12 月 20 日制定

平成 20 年 7 月 16 日一部改正

## 第 1 趣旨

この基準は、三条市総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、三条市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 工事の選定の目安

総合評価方式による工事は、試行要領第 5 の 1 の基準と併せ、土木一式工事あるいは建築一式工事の場合は、簡易(実績)型、簡易(提案)型及び標準型又は高度技術提案型について、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲を目安に選定するものとする。

### (1) 簡易型

ア 簡易(実績)型 おおむね 10,000 千円以上の工事

イ 簡易(提案)型 おおむね 35,000 千円以上の工事

### (2) 標準型又は高度技術提案型 おおむね 120,000 千円以上の工事

## 第 3 加算点、評価項目及び評価基準

1 加算点の上限は、簡易(実績)型は 17 点、簡易(提案)型は 22 点、標準型又は高度技術提案型は 29 点を標準とするものとする。

2 評価項目及び評価基準については、簡易(実績)型、簡易(提案)型及び標準型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ次によるものとする。

### (1) 簡易(実績)型を適用する工事

別表第 1 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

### (2) 簡易(提案)型を適用する工事

別表第 2 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

### (3) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事

別表第 3 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

3 前項の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数（以下「評点」という。）の合計を加算点とするものとする。

4 市長は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の種類、入札参加要件、地域特性等に応じて変更できるものとする。

## 第 4 技術資料及び技術提案の提出様式

1 入札参加希望者等に提出を求める技術資料及び技術提案の様式は、次によるものとする。

### (1) 技術資料

ア 企業の技術力・地域性確認資料 様式第 1 号

イ 配置予定技術者の能力確認資料 様式第 2 号

ウ 簡易な施工計画 様式第 3 号

(2) 技術提案

ア 技術提案書 様式第 4 号

2 簡易(実績)型、簡易(提案)型及び標準型又は高度技術提案型について、それぞれ次の様式(前項に定める様式)の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。

(1) 簡易(実績)型 様式第 1 号及び様式第 2 号

(2) 簡易(提案)型 様式第 1 号から様式第 3 号まで

(3) 標準型又は高度技術提案型 様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号

## 第 5 技術資料及び技術提案の評価方法

1 技術資料及び技術提案の評価者は、次のとおりとする。

評 価 資 料	評 価 者
企業の技術力・地域性確認資料 配置予定技術者の能力確認資料	財務課長
簡易な施工計画 技術提案書	その都度市長が定める者

2 簡易な施工計画及び技術提案の評価については、評価者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、評価者の評価の平均をもって評点を算定(小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止)するものとする。

3 前項以外の評価については、評価者が各評価項目の評点を算定(小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止)するものとする。

## 第 6 落札者決定の際の評価値

標準点(100 点)に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値を評価値とするが、落札者決定の際には、便宜上、評価値に定数(1 億又は 10 億)を乗じた値(小数点以下第 4 位四捨五入 3 位止)を評価値として取り扱うものとする。

$$\begin{aligned} \text{落札者決定の際の評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札金額} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札金額} \times \text{定数} \end{aligned}$$

定数：予定価格(税抜) 100,000 千円未満の場合は、1 億

予定価格(税抜) 100,000 千円以上の場合は、10 億

## 第 7 評価経過等の記録様式

評価の経過等は、次の様式により明らかにしておくものとする。

総合評価方式に関する評価調書 様式第 5 号

## 第 8 技術提案等に係る設計変更

簡易(提案)型における簡易な施工計画、標準型における技術提案の記載内容に基づく設

計変更は、原則として行わないものとする。

## 第9 技術提案等の履行確認方法

- 1 地域調達の履行確認は、監督員が施工体制台帳、下請負等決定通知書及び下請企業との契約書又は注文書・請書等の確認を行うものとする。
- 2 簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が日々の現場監督業務の中で行うものとする。
- 3 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者に報告を行うものとする。

## 第10 技術提案等の担保（ペナルティー）の算定

地域調達、簡易な施工計画及び技術提案の内容が満足できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

### (1) 地域調達

地域調達の内容が満足できない場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「施工体制一般」の文書注意相当の工事成績評点の減点を行う。

### (2) 簡易な施工計画

簡易(提案)型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、これに係る評点を零点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = A \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

A：請負工事成績評定実施要領の考査項目「施工体制一般」の文書注意相当減点数

$\alpha$ ：当初の加算点（点）

$\beta$ ：達成度合いに応じて再計算した加算点（点）

### (3) 技術提案

標準型又は高度技術提案にあつては、性能等に係わる技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

#### ア 工事成績評定の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = A \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

A：請負工事成績評定実施要領の考査項目「施工体制一般」の文書注意相当減点数

$\alpha$ ：当初の加算点（点）

$\beta$ ：達成度合いに応じて再計算した加算点（点）

#### イ 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、

落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$$

(小数点以下切り捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

$\alpha$  : 当初の加算点 (点)

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

別表第1 (第3関係) 総合評価方式 評価項目 (簡易(実績)型)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
<b>【企業の技術力】</b>				
同種工事の実績	過去10年度の同種・類似工事の実績の有無	国・県又は市町村の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
		実績なし	0.00	
工事成績	三条市発注工事における過去3年度の当該発注業種の工事成績評定点の平均点	80点以上	6.00	/ 6.00
		75点以上80点未満	6.00	
		評点=6.00×(平均点-75)÷5	~ 0.00	
		65点以上75点未満又は実績なし	0.00	
I S O 認証取得	技術資料等の提出期限現在有効なISO 9001又はISO 14001の認証取得の有無	ISO 9001及びISO 14001の両方の取得あり	1.00	/ 1.00
		ISO 9001又はISO 14001のいずれかの取得あり	0.50	
		取得なし	0.00	
<b>【配置予定技術者の能力】</b>				
技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木(建築)施工管理技士又は技術士(1級建築士)	1.00	/ 1.00
		2級土木(建築)施工管理技士	0.50	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10年度の同種・類似工事の実績の有無	国・県又は市町村の発注工事の実績あり	1.00	/ 1.00
		実績なし	0.00	
<b>【地域貢献度】</b>				
災害時における活動実績	過去3年度の災害時における活動実績の有無 (活動実績は三条市内のもの)	活動実績あり	1.00	/ 1.00
		実績なし	0.00	
維持管理実績	過去3年度の道路除雪又は維持修繕(補修)実績の有無 (いずれも三条市内のもの)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	2.00	/ 2.00
		道路除雪又は維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	
地域拠点	三条市内における事業所の存否	市内に主たる営業所あり	3.00	/ 3.00
		なし	0.00	
地域調達	すべての下請負(一次・二次)における地域企業活動の有無(対象下請負は500万円を超えるもの)	すべての下請負(一次・二次)が市内企業又は下請負なし	1.00	/ 1.00
		上記以外	0.00	
加算点				/ 17.00

## 【加算点の評価に係る入札参加条件】

- 1 加算点が0点に満たない者は、入札を認めない等の措置を行う。

## 【評価項目及び評価基準に係る注意事項】

### 1 評価項目及び評価基準の補足事項

- (1) 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評点を判定する。また、平均点が75点以上80点未満の場合の評点は、別表の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。
- (2) 「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者を2人まで記入できる。評点は低い評価(これに係る評点の和が最低)となる者の評点とする。
- (3) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人」とする。
- (4) 「災害時等における活動実績」の活動実績とは、三条市内における以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
  - 緊急性を要し、指示書等で対応した活動
    - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
    - ・災害時の点検、パトロール等
- (5) 「維持管理実績」の維持修繕(補修)実績とは、三条市における以下のものをいう。(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
  - 単価契約等による日常的な維持管理活動
    - ・道路や河川等の修繕(補修)、除草等
    - ・点検、休日パトロール等
  - 指示書等による緊急的な維持管理活動
    - ・道路や河川等の修繕(補修)等

### 2 評価項目及び評価基準の設定変更等

- (1) 「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、工事の内容等から「〇〇工・〇〇m以上・〇〇工法であること」等と定めるものとする。
- (2) 「技術者の能力」については、保有資格要件が入札参加条件と一致する場合は、評価項目(評価対象)としないことができるものとする。また、工事の種類や内容等に応じて、保有資格要件は別に定めることができるものとする。
- (3) 「地域拠点」における主たる営業所とは、原則として建設業法第3条第1項に規定する営業所とするが、工事の種類や地域の実状等に応じて、別に定めることができるものとする。
- (4) その他、工事の難易度や重要度等に応じて、評価項目及び評価基準を変更できるものとする。

- 3 評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等へ明示する。

別表第2（第3関係） 総合評価方式 評価項目（簡易(提案)型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
<b>【企業の技術力】</b>				
同種工事の実績	過去10年度の同種・類似工事の実績の有無	国・県又は市町村の発注工事の実績あり	0.50	／ 0.50
		実績なし	0.00	
工事成績	三条市発注工事における過去3年度の当該発注業種の工事成績評定点の平均点	80点以上	6.00	／ 6.00
		75点以上80点未満 評点=6.00×(平均点-75)÷5	6.00 ~ 0.00	
		65点以上75点未満又は実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
ISO認証取得	技術資料等の提出期限現在有効なISO 9001又はISO 14001の認証取得の有無	ISO 9001及びISO 14001の両方の取得あり	0.50	／ 0.50
		ISO 9001又はISO 14001のいずれかの取得あり	0.25	
		取得なし	0.00	
<b>【配置予定技術者の能力】</b>				
技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木(建築)施工管理技士又は技術士(1級建築士)	0.50	／ 0.50
		2級土木(建築)施工管理技士	0.25	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10年度の同種・類似工事の実績の有無	国・県又は市町村の発注工事の実績あり	0.50	／ 0.50
		実績なし	0.00	
<b>【地域貢献度】</b>				
災害時における活動実績	過去3年度の災害時における活動実績の有無 (活動実績は三条市内のもの)	活動実績あり	1.00	／ 1.00
		実績なし	0.00	
維持管理実績	過去3年度の道路除雪又は維持修繕(補修)実績の有無 (いずれも三条市内のもの)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	2.00	／ 2.00
		道路除雪又は維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	
地域拠点	三条市内における事業所の存否	市内に主たる営業所あり	2.00	／ 2.00
		なし	0.00	
地域調達	すべての下請負(一次・二次)における地域企業活動の有無(対象下請負は500万円を超えるもの)	すべての下請負(一次・二次)が市内企業又は下請負なし	1.00	／ 1.00
		上記以外	0.00	
<b>【簡易な施工計画】</b>				
施工上の課題に係る技術的所見	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性 (複数の課題を設定した場合でも、評点の合計は最高8点とする。)	評価観点(細目)を評定して評価	8.00 ~ 0.00	評価者の平均点を評点とする。 ／ 8.00
加算点				／22.00

## 【加算点の評価に係る入札参加条件】

- 1 加算点が0点に満たない者、又は「簡易な施工計画」の内容が不適正と認められる者は、入札を認めない等の措置を行う。

## 【評価項目及び評価基準に係る注意事項】

- 1 評価項目及び評価基準の補足事項
  - (1) 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評点を判定する。また、平均点が75点以上80点未満の場合の評点は、別表の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。
  - (2) 「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者を2人まで記入できる。評点は低い評価(これに係る評点の和が最低)となる者の評点とする。
  - (3) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人」とする。
  - (4) 「災害時等における活動実績」の活動実績とは、三条市内における以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
    - 緊急性を要し、指示書等で対応した活動
      - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
      - ・災害時の点検、パトロール等
    - 指示書等による緊急的な維持管理活動
      - ・道路や河川等の修繕(補修)等
  - (5) 「維持管理実績」の維持修繕(補修)実績とは、三条市内における以下のものをいう。(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
    - 単価契約等による日常的な維持管理活動
      - ・道路や河川等の修繕(補修)、除草等
      - ・点検、休日パトロール等
    - 指示書等による緊急的な維持管理活動
      - ・道路や河川等の修繕(補修)等
- 2 評価項目及び評価基準の設定変更等
  - (1) 「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、工事の内容等から「○○工・○○m以上・○○工法であること」等と定めるものとする。
  - (2) 「技術者の能力」については、保有資格要件が入札参加条件と一致する場合は、評価項目(評価対象)としないことができるものとする。また、工事の種類や内容等に応じて、保有資格要件は別に定めることができるものとする。
  - (3) 「地域拠点」における主たる営業所とは、原則として建設業法第3条第1項に規定する営業所とするが、工事の種類や地域の実状等に応じて、別に定めることができるものとする。
  - (4) 「簡易な施工計画」における施工上の課題はについては、工事の内容等から個別工事ごとに設定するものとする。また、設定する課題等に応じて、評価基準等についても別に定めることができるものとする。
  - (5) その他、工事の難易度や重要度等に応じて、評価項目及び評価基準を変更できるものとする。
- 3 評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等へ明示する。



別表第3（第3関係） 総合評価方式 評価項目（標準型・高度技術提案型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
------	------	------	----	----

【企業の技術力】

同種工事の実績	過去10年度の同種・類似工事の実績の有無	国・県又は市町村の発注工事の実績あり	0.50	／ 0.50
		実績なし	0.00	
工事成績	三条市発注工事における過去3年度の当該発注業種の工事成績評定点の平均点	80点以上	6.00	／ 6.00
		75点以上80点未満 評点=6.00×(平均点-75)÷5	6.00 ~ 0.00	
		65点以上75点未満又は実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
ISO認証取得	技術資料等の提出期限現在有効なISO 9001又はISO 14001の認証取得の有無	ISO 9001及びISO 14001の両方の取得あり	0.50	／ 0.50
		ISO 9001又はISO 14001のいずれかの取得あり	0.25	
		取得なし	0.00	

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木(建築)施工管理技士又は技術士(1級建築士)	0.50	／ 0.50
		2級土木(建築)施工管理技士	0.25	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去10年度の同種・類似工事の実績の有無	国・県又は市町村の発注工事の実績あり	0.50	／ 0.50
		実績なし	0.00	

【地域貢献度】

災害時における活動実績	過去3年度の災害時における活動実績の有無 (活動実績は三条市内のもの)	活動実績あり	1.00	／ 1.00
		実績なし	0.00	
維持管理実績	過去3年度の道路除雪又は維持修繕(補修)実績の有無 (いずれも三条市内のもの)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	1.00	／ 1.00
		道路除雪又は維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	
地域拠点	三条市内における事業所の存否	市内に主たる営業所あり	2.00	／ 2.00
		なし	0.00	
地域調達	すべての下請負(一次・二次)における地域企業活動の有無(対象下請負は500万円を超えるもの)	すべての下請負(一次・二次)が市内企業又は下請負なし	1.00	／ 1.00
		上記以外	0.00	

【技術提案】①（技術提案値（定量評価）＋技術提案に係る具体的な施工計画）

技術提案	総合コストの縮減に関する又は社会的要請への対応に関する技術提案	提案値を求め、定量評価を行う（発注者の施工計画（標準案）を提示 工法変更を含む提案を評価対象とする。）	提案数値による定量評価	10.00 ～ 0.00	／10.00
		<p>【コストに関する具体的な評価項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程・工法の検討による補償費（借地等）の生じる期間の短縮日数</li> </ul> <p>【環境の維持に関する具体的な評価項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工での振動・騒音の生じる期間の短縮日数</li> <li>・環境負荷のかかる工程の期間の短縮日数</li> <li>・工事排水のSS（浮遊物質）値</li> </ul> <p>【交通確保に関する具体的な評価項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数</li> <li>・工事中における歩行者通路幅</li> </ul>			
技術提案	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	提案値を求め、定量評価を行う（発注者の施工計画（標準案）を提示 工法変更を含む提案を評価対象とする。）	提案数値による定量評価	10.00 ～ 0.00	／10.00
		<p>【性能、機能に関する具体的な評価項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格値を上回る品質が求められる工種の数値基準</li> <li>・コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理求められる大規模構造物の補修・補強の数値基準</li> <li>・建築物の断熱性能</li> </ul>			
技術提案に係る具体的な施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性（発注者の施工計画（標準案）を提示 工法変更を含む提案を評価対象とする。）	評価観点（細目）を設定して評価		6.00 ～ 0.00	評価者の平均点を評点とする。／6.00
		<p>【ヒアリングを行う場合】</p> <p>必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合、説明等が不十分な場合は、評点から1点を減じる。</p>			

※ 技術提案は、上記2つの項目のうち1項目について提案を求めることを基本とし、技術提案とこれに係る具体的な施工計画の評点の計は、16点とする。

【技術提案】②（具体的な施工計画1課題）

具体的な施工計画	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性（発注者の施工計画（標準案）を提示 定性的で工法変更を含む提案を評価対象とする。）	評価観点（細目）を設定して評価		10.00 ～ 0.00	評価者の平均点を評点とする。／10.00
		<p>【ヒアリングを行う場合】</p> <p>必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合、説明等が不十分な場合は、評点から1点を減じる。</p>			

※ 技術提案は、一つのみ課題設定をおこない、具体的な施工計画の評点の計は10点とする。

【技術提案】③（具体的な施工計画2課題）

具体的な施工計画（1）	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性（発注者の施工計画（標準案）を提示 定性的で工法変更を含む提案を評価対象とする。）	評価観点（細目）を設定して評価		8.00 ～ 0.00	評価者の平均点を評点とする。／8.00
		<p>【ヒアリングを行う場合】</p> <p>必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合、説明等が不十分な場合は、評点から1点を減じる。</p>			
具体的な施工計画（2）	発注者が指定した「施工上の課題」への対応の的確性（発注者の施工計画（標準案）を提示 定性的で工法変更を含む提案を評価対象とする。）	評価観点（細目）を設定して評価		8.00 ～ 0.00	評価者の平均点を評点とする。／8.00
		<p>【ヒアリングを行う場合】</p> <p>必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合、説明等が不十分な場合は、評点から1点を減じる。</p>			

※ 具体的な施工計画（1）・（2）は、それぞれ別々の課題設定をおこない、具体的な施工計画の評点の計は、16点とする。

加算点		／29.00
-----	--	--------

## 【加算点の評価に係る入札参加条件】

- 1 加算点が0点に満たない者、又は「技術提案」の内容が不適正と認められる者は、入札を認めない等の措置を行う。  
なお、「技術提案」の内容が不適正な場合とは、「技術提案が標準案より劣る、施工計画が技術提案とかけ離れている、白紙である、その他明らかに適正でない」と認められた場合とする。

## 【評価項目及び評価基準に係る注意事項】

- 1 評価項目及び評価基準の補足事項
  - (1) 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評点を判定する。また、平均点が75点以上80点未満の場合の評点は、別表の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。
  - (2) 「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者を2人まで記入できる。評点は低い評価(これに係る評点の和が最低)となる者の評点とする。
  - (3) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人」とする。
  - (4) 「災害時等における活動実績」の活動実績とは、三条市内における以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
    - 緊急性を要し、指示書等で対応した活動
      - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
      - ・災害時の点検、パトロール等
    - (5) 「維持管理実績」の維持修繕(補修)実績とは、三条市における以下のものをいう。(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
      - 単価契約等による日常的な維持管理活動
        - ・道路や河川等の修繕(補修)、除草等
        - ・点検、休日パトロール等
      - 指示書等による緊急的な維持管理活動
        - ・道路や河川等の修繕(補修)等
- 2 評価項目及び評価基準の設定変更等
  - (1) 「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、工事の内容等から「○○エ・○○m以上・○○工法であること」等と定めるものとする。
  - (2) 「技術者の能力」については、保有資格要件が入札参加条件と一致する場合は、評価項目(評価対象)としないことができるものとする。また、工事の種類や内容等に応じて、保有資格要件は別に定めることができるものとする。
  - (3) 「地域拠点」における主たる営業所とは、原則として建設業法第3条第1項に規定する営業所とするが、工事の種類や地域の実状等に応じて、別に定めることができるものとする。
  - (4) 「技術提案」における技術提案事項については、工事の内容等から個別工事ごとに設定するものとする。(別表の項目以外についても技術提案を求めることができるものとする。)また、設定する技術提案事項等に応じて、評価基準等についても別に定めることができるものとする。
  - (5) その他、工事の難易度や重要度等に応じて、評価項目及び評価基準を変更できるものとする。
- 3 評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等へ明示する。

## 企業の技術力・地域性確認資料

工事名: \_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_

**【同種工事の実績】**

工 事 名	
発 注 者 の 名 称	
工 期	
契 約 金 額 (円)	
受 注 形 態	単体・共同企業体の別
	出 資 比 率
工 事 概 要	

**【ISO認証取得】**

ISO 9001又はISO 14001 の認証取得	ISO 9001 有 無	ISO 14001 有 無
------------------------------	--------------	---------------

**【災害時における活動実績等】**

災害時における活動実績	活動実績 :
-------------	--------

**【維持管理実績】**

道路除雪実績	道路除雪実績 :
維持修繕(補修)実績	維持修繕実績 :

**【地域拠点】**

主たる営業所の所在地	
------------	--

**【地域調達】**

すべての下請負(一次・二次) (下請負500万円以上が対象)	1 市内企業活用	2 下請負ない(直営施工)	3 その他
-----------------------------------	----------	---------------	-------

- 注) 1 過去10年度の同種・類似工事の実績について記載し、実績工事の内容が的確に判断できる必要最小限の資料を添付すること。また、契約金額については、最終請負金額(税込み)を記載すること。
- 2 技術資料等の提出期限現在で有効なISO 9001又はISO 14001の認証取得の有無を記載し、有の場合は登録証の写しを添付(両方有の場合は両方とも)すること。
- 3 三条市内において過去3年度に災害時における活動実績があれば記載し、契約書又はそれを証明する書類の写しを添付すること。
- 4 三条市内において過去3年度に道路除雪や維持修繕(補修)の実績があれば記載し、契約書又はそれを証明する書類の写しを添付すること。

## 配置予定技術者の能力確認資料

工事名: \_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_

フリガナ 氏 名		
所 属 会 社 名		
雇用関係開始年月日		

### 【技術者の能力】

法定 資格 等	種 類		
	取 得 年		
	登録等番号		

### 【配置予定技術者の同種工事の実績】

工 事 名		
発 注 機 関		
工 期		
契 約 金 額		
従 事 役 職		
従 事 期 間		
工 事 内 容		

- 注) 1 配置予定技術者の法定資格を記入し、それを証明する書類の写しを添付すること。
- 2 配置予定技術者の過去10年度の同種・類似工事の実績を記載し、それを証明する書類を添付すること。  
(CORINSの竣工時カルテ受領書及び竣工時カルテの写し。CORINSに未登録の場合は、契約書及び一般図など。)
- 3 契約金額については、最終請負金額(税込み)を記載すること。
- 4 配置予定技術者は2人まで記載できる。

# 簡易な施工計画

(施工上の課題に対する技術的所見)

工事名: \_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_

■ 施工上の課題	
----------	--

項目	簡潔・明瞭な施工計画

注) 簡易な施工計画は、本様式を用い、1枚で簡潔・明瞭に記述すること。

# 技術提案書

工事名: \_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_

■ 技術提案事項
----------

具体的な施工計画
----------

<p>1 技術提案値(単位: )</p> <p>2 具体的な施工計画内容</p>
--

注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。  
2 具体的な施工計画は複数提案することはできない。  
3 他機関及び他工事等との協議・調整が必要となる提案、またはそのおそれのある提案をすることはできない。  
4 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。(枚数の制限はしない)  
5 必要に応じて構造図等を添付できる。(枚数の制限はしない)

## 総合評価方式に関する評価調書（ 型 ）

工事番号	工事名	工事場所	予定価格（税抜）	最低制限価格（税抜）	工事概要

【評価項目及び評価基準】

【 年 月 日 】

評価項目及び評価基準 (標準点及び評点の上限)	標準点	加算点										評点合計 (加算点)	標準点+加算点 (技術評価点)	
		企業の技術力			配置予定技術者の能力		地域貢献度・精通度				簡易な施工計画			技術提案
		同種工事 の実績	工事成績	ISO認証取得	技術者の能力	同種工事 の実績	災害時の活動実績	維持管理実績	地域拠点	地域調達				

【技術資料及び技術提案の評価】

【 年 月 日 】

入札者	標準点	加算点										評点合計 (加算点)	標準点+加算点 (技術評価点)	
		企業の技術力			配置予定技術者の能力		地域貢献度・精通度				簡易な施工計画			技術提案
		同種工事 の実績	工事成績	ISO認証取得	技術者の能力	同種工事 の実績	災害時の活動実績	維持管理実績	地域拠点	地域調達				

【総合評価結果】

【 年 月 日 】

入札者	入札金額(A) (税抜)	入札金額判定	加算点	技術評価点(B)	評価値 = (B) / (A) × 定数 定数: 1億or10億	順位	記事

【アドバイザーの意見】

アドバイザー	評価項目及び評価基準	技術資料及び技術提案 の評価	総合評価結果 (落札者決定)
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

入札金額判定 → ○: 予定価格 ≥ 入札金額 ≥ 最低制限価格 ×: 予定価格 < 入札金額, 入札金額 < 最低制限価格